

農地法第4条・5条届出の手引き【市街化区域の農地転用】

●届出者 4条・・・本人、5条・・・譲渡人（貸人）及び譲受人（借人）

●届出先 大府市農業委員会事務局

●届出期間 随時

●提出部数 2部

提出書類	備考	チェック
☆届出書	正本1部、副本1部	☐
☆全部事項証明書	法務局発行（1部コピー可）	☐
住民票写し	申請者の住所が全部事項証明書と異なる場合（1部コピー可）	☐
町名地番変更証明	申請者の住所が町名変更により、全部事項証明書と異なる場合（1部コピー可）	☐
☆位置図（案内図）	申請地を図示（都市計画図、住宅地図など）	☐
☆地番表示図（公図）	申請地を図示（コピー可） ※土地区画整理地内で仮換地中の場合、不要	☐
委任状	代理人が申請する場合（1部コピー可）	☐
始末書	無断転用や事前着工の場合（1部コピー可）	☐
開発許可書写し	都市計画法の開発許可を要する場合（許可申請書のコピーでも可）※5条届出のみ	☐
仮換地証明書	土地区画整理地内で仮換地中の場合（1部コピー可）	☐
仮換地図（全体図・ブロック図）	土地区画整理地内で仮換地中の場合（1部コピー可）	☐

☆必須

●注意事項

※ 愛知県下は3条許可後、3年以内の農地転用は原則禁止です。

※ 証明書は提出日より3ヶ月以内に発行されたものに限りします。

※ 借入金の都合等でお急ぎの方で、受付確認が必要な場合はお申し付けください。

※ 農業者年金経営者移譲年金の受給資格を有する方は、農地を譲渡し・譲受け（貸し借り）することで受給資格を失う場合があります。

※ 贈与税・相続税の納税猶予を適用している場合は、農地転用を行うことにより納税が必要になります。

※ 特定生産緑地の場合は、事前に解除手続きを行う必要があります。

※ 500㎡以上の開発については、雨水対策のための許可が必要になる場合がありますので、水緑公園課へお尋ねください。

※ 愛知用水土地改良区の受益地の確認は、愛知用水大府事務所（TEL0562-44-4700）へお尋ねください。

※ 農地転用を完了した後は、法務局にて登記地目の変更手続きを行ってください。

※ ご不明な点は大府市農業委員会事務局までお尋ねください。

TEL 0562-47-2111（代表）内線343

0562-45-6246（ダイヤルイン）